

大阪・関西万博を契機とした関西誘客プロモーション業務委託仕様書

1. 業務名称

大阪・関西万博を契機とした関西誘客プロモーション業務

2. 業務の目的

全国及び海外から多くの人々が訪れる「大阪・関西万博(以下、「万博」という。)」を好機と捉え、万博催事と連動した本県の魅力的な観光・県産品に関するイベントの開催や情報発信に取り組むことで、関西圏における本県認知度の向上と、本県への誘客及び県産品の販売促進を図る。

3. 事業期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 28 日(金)まで

4. 予算

18,150,000 円(税込)

5. 発注者

一般社団法人 長崎県観光連盟 会長 嶋崎 真英(以下、「発注者」という。)

6. 事業概要

(1)長崎県観光・物産イベントの開催

①期間:令和 7 年 9 月18日(木)～令和 7 年 9 月23日(火・祝)11:00～17:00(※)

※但し、18 日(木)は準備・設置日とし、営業は 19 日(金)から23日(火・祝)までとする
また、23 日のイベント終了後、同日中に撤去作業を完了するため、23日のみ営業時間を短縮する予定であり、詳細の時間は受託者と調整の上決定する。

②場 所:KITTE 大阪2階イベントスペース(spaceA、B) ほか

③実施内容:

JR 大阪駅に直結し、多くの観光客や家族連れ等で賑わう KITTE 大阪のイベントスペースにおいて、本県の観光及び物産情報を発信する各種ブースを構えた観光・物産フェアを開催するとともに、集客や販売促進のためのイベント等を実施する。

なお、下記④をイベントのテーマとし、会場は、テーマに沿って、長崎の「食」「歴史・文化」「自然・景観」等の魅力を打ち出すイメージで統一すること。

④テーマ:ながおし | 美食と絶景の街、長崎。

(参考 URL <https://nagaoshi.pref.nagasaki.jp/>)

(参考 SNS https://www.instagram.com/nagaoshi_nagasaki/?hl=ja)

(2)JR 大阪駅内のデジタルサイネージを活用した本県観光物産情報等の発信

KITTE 大阪に直結する JR 大阪駅内のサイネージにより、(1)のイベント情報や、本県の観光、物産情報を動画、静止画により発信。

(3) (1)の観光・物産イベントへの誘客のために必要となるポスター、チラシの制作

(4)長崎県の来訪意向アンケートの実施

(1)から(3)の事業効果を測定するため、事業実施前後及び実施期間中において、イベント来場者や周辺エリアの観光客等を対象に長崎県への来訪意向等に関するアンケート調査を実施。

7. 本業務の内容(提案内容)

委託する業務の内容は下記のとおりとし、イベントの集客やその後の本県への来訪、県産品の販売促進に繋げるための仕掛けを含め、各業務の企画を提案すること。

(1)メインビジュアルの作成

①6(1)の観光・物産イベントの共通メインビジュアルの作成

イベントテーマである 6(1)④のブランドの世界観に根差したメインビジュアル・キャッチコピーを作成すること。

なお、イベントテーマである 6(1)④の画像、ロゴデータ等の素材は発注者から提供するものとする。

②メインビジュアル等を使用した観光・物産イベント会場における装飾デザイン

③メインビジュアル等を使用した観光・物産イベントのチラシ、ポスター等の制作

④WEB サイト用バナーの作成

⑤デジタルサイネージやイベント会場で放映する動画広告の作成

なお、素材となる動画データは発注者から提供するものとする。

(2)6(1)の観光・物産イベントの周知、集客プロモーション

①KITTE 大阪に直結する JR 大阪駅内のサイネージにより、7(1)で作成した動画等を用いた情報発信を行うこと。なお、デジタルサイネージの利用は、概ね以下を想定。

(JR 大阪駅構内 5エリア程度。6(1)の観光・物産イベントの開催期間を含む7日間以上)

②7(1)で作成したチラシ、ポスター等を活用し、主要交通拠点等において情報発信を行うこと。

(3) 6(1)の観光・物産イベントの開催に必要なブース等の設置、運営

①6(1)のイベントの開催に必要なブース等の準備・設置及び撤去(原状回復を含む)等の業務全般を行うとともに、運営に必要となる電力の供給、冷蔵庫等の備品手配、設置・撤去等を行うこと。

なお、個別ブースは県又は県内市町、旅行会社、物産事業者、生産者等が出展・運営することとし、受託者は主にイベント会場全体の管理・運営を担うものとする。その際、出展者との出展・撤収に至るまでに必要となる連絡調整は受託者が行うこと。

②KITTE 大阪2階イベントスペース(spaceA、B)については、発注者において手配済み。

(※会場使用料(275,000 円×5 日分+消費税)については、今回の予算に含めること。)

(参考:イベントスペースの概要 <https://osaka.jp-kitte.jp/guide/eventspace-at.jp.jsp>)

③運営に必要なスタッフや警備員については、現地アルバイト等受託者において手配すること。

④以下の項目を含む運営マニュアルを作成すること。

- ・必要な人員、資材、設備、物品等のリスト
- ・設営及び撤去に係るスケジュール
- ・給排水(必要な場合)、給電に関すること
- ・メディア対応に関すること（事前のプレスリリースについては、発注者が行う。）
- ・その他設営、運営及び撤去に係ること
- ・関係者名簿(運営スタッフ、県内事業者、県関係者、その他関係者等)
- ・運営計画(タイムスケジュール、運営・展示計画、配置計画(必要な人員、資材、設備、物品等)、警備・救護計画、動線計画、防災・安全確保計画、清掃計画、搬出入計画など催事運営にあたり必要な計画等を漏れなく作成すること)
- ・会場レイアウト、パース図

⑤出展ブースの内容

以下の例を参考に企画し、提案を行うこと。

- ・県や県内各市町による観光案内、情報発信ブース
- ・旅行会社等による長崎向け旅行商品の紹介、販売ブース
- ・特産品やグルメの魅力を伝える市町や県内物産事業者等による試食、販売ブース
- ・日本遺産や世界遺産に関連した展示や映像放映等 PR ブース
- ・異国情緒あふれる本県の魅力に触れたり、体験できるミニチュア展示や VR、フォトスポットブース、ワークショップ など

○参考：過去の同種イベントの内容

i) 離島の PR

- ・テレビドラマのロケ地など離島の自然や観光コンテンツ等のVR体験
- ・離島の風景パネルの展示
- ・かんころ餅、壱岐 ISLAND BREWERY 発泡酒等の販売

ii) 県内主要観光地の PR 及び物産の販売

- ・長崎、佐世保、諫早、雲仙、五島、壱岐市観光協会(連盟)ブースの展開
- ・カステラや南山手プリン、かんころ餅などスイーツの販売

iii) 食の PR

- ・会場内店舗での長崎県食材を利用した料理の販売

iv) 長崎県産品プレゼント抽選会の実施

v) 変面ショー、波佐見焼切り絵付け体験の実施

⑥出展ブースへの効果的な誘導対策

多くの方々に会場へお越しいただけるよう、会場周辺の人流や、実施日程(平日・休日・祝日を含む。)における来場者層に合わせた企画を実施することや、イベント会場への効果的な誘導を図る提案を行うこと。その際人員が必要な場合はアルバイト等を手配し、費用は今回の予算に含めること。

⑦出展ブース企画に関する独自提案

・今回提案を求める企画については、発注者が手配する KITTE 大阪の2階イベントスペース（spaceA、B）のみでは、出展ブース数に限界があると想定しているため、近隣にサテライト会場を設けるなど、予算の範囲内で、最大の効果が得られるような規模での提案を行うこと。
なお、サテライト会場を設ける場合は、人流や距離なども考慮したうえで企画すること。

⑧来場者の想定

本イベントの来場者については、5 日間で5,000名を目標とする。

(4) 集客、販売促進のための PR イベント開催

6(1)のイベント期間中において、集客と本県の魅力発信を兼ねた PR イベントを開催すること（例：変面ショーや長崎くんちの踊りなど、長崎県の「伝統・文化」を体感できるようなイベントや、長崎の「食」を体感できるような料理の実演（デモンストレーション）等）。
また、ノベルティ付きくじ引きや抽選会など、販売を促進するためのイベント（仕掛け）も提案すること。（イベント実施の際は、会場の規定を遵守すること）

(5) アンケート調査の実施

- ①6(1)から(3)の事業効果を測定するため、イベント実施前後及び実施期間中において、イベント来場者や周辺エリアの観光客等を対象に長崎県への来訪意向等に関するアンケート調査を実施すること。
- ②具体的なアンケートの内容及び手法は、発注者と協議の上決定するものとするが、主に長崎県の認知度、旅行意欲、本県訪問の有無等に関する内容で、QR コード等を活用したデジタルアンケートを想定。なお、調査方法も提案すること。
- ③アンケート協力者には、誘客及び販売促進を兼ねて当該イベントで利用できるポイントを付与するなど、アンケート調査自体が誘客・販促効果を生み出す工夫を提案すること。

(6) イベントの実施効果を最大に高めるための独自提案

7(1)～(5)に記載する内容のほか、予算の範囲内で実施効果を最大限に高めるための企画についても、積極的に提案を行うこと。

(7) その他

- ①上記(1)から(5)の他、事業の準備・実施にあたって必要な業務は全て実施すること。
- ②本業務に係る廃棄物については適切に処理すること。
- ③業務の各段階において、業務の遂行について随時報告を行い、発注者の確認を得ること。
- ④業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。
- ⑤受託者が業務を遂行する上で県内市町や関係事業者等と打ち合わせを行った際は、遅滞なく発注者へ共有・報告すること。

8. 成果品の提出

- (1)業務完了後、運営マニュアルや実施内容、結果等を取りまとめた「業務完了報告書」及び当該報告書データを格納した電子媒体を1部提出すること。

(2)成果品の提出期限は令和7年11月28日(金)とする。

9. 成果物の帰属及び秘密保持

- (1)本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2)本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。
特に、本業務により知り得た個人情報については、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (3)受託者は成果品に使用する全てのものについて必ず著作権等の了承を得て利用すること。第三者の著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (4)本業務の実施にあたっては、随時、発注者へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (5)委託契約で作成した成果物に関する著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)上の権利及びその他諸権利は全て発注者に帰属すること。
- (6)天災その他経済情勢の激変等により、本事業が中止となった場合や業務の完了に影響が出た場合は、業務が完了した部分の経費を上限(ただし、契約額以内で、発注者が適切と認める範囲に限る。)に委託料を支払うものとする。

10. 再委託

本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部を再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ることとする。

11. その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要があると認められる場合は、適宜、発注者と協議すること。